

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

第七条の二第一項中「又はこれに」を「商工会、商工會議所若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに」に改める。

第九条第二項中「証明する書面」の下に(次項において「証明書」という。)を加え、同条に次の二項を加える。

3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第十条第二項ただし書及び第三項中「第一項()の下に「これらの規定を」を加え、「第四十三条の一第三項」を「第四十三条の三第三項」に改める。

第十二条の二第一項第三号中「第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項において「以下」を以下に改める。

第十三条第一項中「並びに第四十三条の二第一項」を「第六項及び第七項並びに第四十三条の三第一項」に「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項中「經濟産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時」と、同条第一項に「第四十三条の二第一項中」を「第四十三条の三第一項中」に改め、「同項中」を削り、「同条第三項中」の下に「前一条」とあるのは「第四十三条」と、を加える。

第十五条第二号中「商標登録出願が」の下に「第五条第五項又は」を加え、「又は」を若しくは、に改める。

第十七条後段を削る。

第十四条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改める。

第二十六条第一項第二号中「数量、形状(包装の形状を含む。次号において同じ。)、価格若しくは」を「形状、時期又は」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、態様、価格若しくは」を「態様、」に「時期を」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格を」に改め、同項第二号中「数量、態様、価格若しくは」を「態様」に「時期又は」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、形状、価格若しくは」を「形状」に「時期を」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格を」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

第一項後段を削る。

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

第二十七条に次の二項を加える。

3 第一項の場合においては、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

第二十九条中「著作権」の下に「若しくは著作隣接権」を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第二十九条に次の一項を加える。

3 第一項の場合は、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

第二十九条中「これら」を「これらの規定」に改める。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第四十二条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してもされた請求をすることができる。

第四十三条の四第五項中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改める。

第四十六条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

3 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してもされた請求をすることができる。

第四十六条第三項を第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができる。

第四十六条の二第一項ただし書中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に、「同項第四号から第六号まで」を「同項第五号から第七号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項第六号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第四十七条第一項中「第四条第一項第十五号」を「同項第十五号」と、「第四十六条第一項第二号」を「第四十六条第一項第四号」に改める。

第五十五条中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「、同法第二百三十九条第一号、第一号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と及び「同法第二百六十八条规定第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」とを削る。

第六十一条中「第一百七十四条第二項及び第四項」を「第一百七十四条第三項及び第五項」に、「同法第一百七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第一百七十四条第二項」を「同条第三項」に改める。

第六十三条第二項中「、同法第一百七十八条第一項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」とを削り、「商標法」を「商標法」に改める。

第六十五条の八に次の二項を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項又は第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第六十八条の七中「同法」を削る。